

IV 事業実施状況

1 巡回相談

令和6年度における相談状況は、表1に見られるように、48件である。

主訴別では、障害が100%を占めている。

表1 センター別巡回相談状況

センター別	相談件数	相談主訴別				
		養護	障害	非行	育成	(不登校)
中央	0	0	0	0	0	0
西濃	0	0	0	0	0	0
中濃	6	0	6	0	0	0
東濃	36	0	36	0	0	0
飛驒	6	0	6	0	0	0
計	48	0	48	0	0	0
構成比 (%)	100	0	100	0	0	0

2 療育手帳交付判定業務

療育手帳は、知的障がい児に対し一貫した相談、指導を行うとともに、これらの児童に対する各種の援助措置を受けやすくなるために交付されるものである。

子ども相談センターは、18歳未満の知的障がい児の判定業務をしており、令和6年度の状況は次表のとおりである。また、表2-2は療育手帳交付状況で、児童1,000人あたり 24.1人の児童が手帳を所持している。

表2-1 療育手帳判定状況

新・再別 センター別	程度別	A-1(最重度)			A-2(重度)			B-1(中度)			B-2(軽度)			非該当		
		新規判定	再判定	計	新規判定	再判定	計	新規判定	再判定	計	新規判定	再判定	計	新規判定	再判定	計
中央	9	53	62	22	104	126	48	112	160	310	261	571	57	29	86	
西濃	1	28	29	10	37	47	41	32	73	132	97	229	19	7	26	
中濃	6	24	30	13	40	53	45	36	81	177	134	311	28	13	41	
東濃	3	27	30	6	27	33	17	31	48	75	78	153	16	9	25	
飛騨	2	14	16	8	14	22	5	15	20	26	32	58	2	2	4	
合 計	21	146	167	59	222	281	156	226	382	720	602	1,322	122	60	182	

新・再別 センター別	新規判定	再判定	計
中央	446	559	1,005
西濃	203	201	404
中濃	269	247	516
東濃	117	172	289
飛騨	43	77	120
合 計	1,078	1,256	2,334

表2-2 療育手帳交付状況

令和7年3月31日現在

	市郡別	A-1	A-2	B-1	B-2	計
中央	岐阜市	132	205	199	763	1,299
	羽島市	27	35	56	185	303
	各務原市	37	62	62	270	431
	山県市	7	7	10	33	57
	瑞穂市	22	32	41	178	273
	本巣市	5	16	16	78	115
	羽島郡	19	22	33	111	185
	本巣郡	8	9	16	64	97
計		257	388	433	1,682	2,760
西濃	大垣市	41	73	108	336	558
	海津市	7	7	10	50	74
	養老郡	5	11	12	27	55
	不破郡	7	17	14	63	101
	安八郡	13	16	24	60	113
	揖斐郡	11	33	23	121	188
	計	84	157	191	657	1,089
	関市	25	42	45	248	360
中濃	美濃市	5	4	10	27	46
	美濃加茂市	27	34	52	178	291
	可児市	35	62	64	242	403
	郡上郡	11	6	9	50	76
	加茂郡	8	23	15	81	127
	可児郡	3	4	9	43	59
	計	114	175	204	869	1,362
	多治見市	28	45	43	193	309
東濃	中津川市	15	31	25	76	147
	瑞浪市	11	12	13	65	101
	恵那市	16	18	17	56	107
	土岐市	11	20	36	126	193
	計	81	126	134	516	857
	高山市	37	41	36	116	230
	飛騨市	5	8	5	20	38
	下呂市	6	11	15	39	71
飛驒	大野郡	0	0	1	5	6
	計	48	60	57	180	345
	その他	0	0	0	0	0
	合計	584	906	1,019	3,904	6,413
比率(%)		9.1%	14.1%	15.9%	60.9%	100.0%

※比率(%)は、小数点以下第二位で四捨五入。

3 里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

里親とは、家庭での養育に欠ける児童、家庭での養育が困難となった児童を親に代わって家庭に引き取り養育する制度である。

子ども相談センターは、里親として認定・登録された方への児童の養育の委託、県内児童養護施設（10施設）のショート里親事業の支援をしている。

また、フォースタリング機関の協力を得ながら施設入所児童ショート里親事業や各種の研修事業等を行い、里親制度の推進及び資質向上に努めている。

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）とは、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育者の住居において児童の養育を行うものであり、一定の基準以上に受託経験のある里親や施設職員が開設することができる。

表3-1 里親状況の推移(ファミリーホーム含む)

(令和7年3月31日現在)

年 度	登録里親数	委託されている里親数	委託児童数	<u>委託されている里親数</u> 登録里親数
4	255	48 (2)	79	18.8
5	261	50 (3)	87	19.2
6	269	55 (2)	94	20.4

(注) ()内の数字は他県から受託している里親数(再掲)及び児童数(別掲)

表3-2 圏域ごとの里親委託状況(ファミリーホーム含む)

(令和7年3月31日現在)

年 度	登録里親数	委託されている里親数	委託児童数	<u>委託されている里親数</u> 登録里親数
中 央	95	25	58	26.3
西 濃	38	7 (1)	12	18.4
中 濃	57	11	10	19.3
東 濃	50	9 (1)	11	18.0
飛 駒	29	3	3	10.3
計	269	55 (2)	94	20.4

(注) ()内の数字は他県から受託している里親数(再掲)及び児童数(別掲)

表3-3 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の状況(令和7年4月1日現在)

ファミリーホーム名	定員	措置人員
ファミリーホーム日野	6	2
ファミリーホームはな	6	5
ファミリーホームゴロゴロくん	6	6
ぽてとっこ	6	6
ピーナツファミリー	6	5
ファミリーホームぼぼ	6	4
ファミリーホームモモといっしょ	5	1

表3-4 里親・ファミリーホーム 委託児童の養育期間の状況 (令和7年4月1日現在)

性別	～1年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年～	計
男	14	9	8	4	4	2	3	2	1	3	0	50
女	8	10	7	6	1	2	2	1	1	1	1	40
計	22	19	15	10	5	4	5	3	2	4	1	90

表3-5 委託中の里親の年齢状況 (令和7年4月1日現在)

里 父						里 母					
20代	30代	40代	50代	60代 以上	計	20代	30代	40代	50代	60代 以上	計
0	3	8	11	8	30	0	3	11	17	14	45

<参考:里親サロン>

里親支援活動の一環として、子ども家庭支援センター主催で里親サロンを開催した。
 里親同士の交流や知識の向上が図られ、里親希望者や受託経験が無い里親、あるいは経験の浅い里親が経験者の助言を得るほか、里親活動の普及について意見が交わされた。

4 児童虐待保護者等カウンセリング事業

児童虐待に対する対応は、最優先に取り組むべきこととして児童の安全確認や保護であることは当然であるが、児童の最善の利益を図るために次ステップとして家庭の再統合を目指した保護者等の指導がある。

児童虐待を行う保護者は、自分自身の被虐待体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われていることから、困難な事例については児童福祉司・児童心理司等による指導に加え、より専門性の高い精神科等の医師の協力を得て、保護者等の指導を行っている。

表4 虐待保護者等カウンセリング事業の実施状況

内 容 别 センサー別	カウンセリング		医学的判断		会議等助言	協力医師名
	指導人数	実施日数	指導人数	実施日数	助言人数	
中 央	0	0	17	11	0	井川 典克 中島美知世
西 濃	0	0	27	11	0	井川 典克
中 濃	0	0	1	1	0	児玉 佳也
東 濃	0	0	2	2	0	村上 俊仁
飛 駆	0	0	29	12	0	益田 大輔
計	0	0	76	37	0	

5 児童虐待防止対策事業（研修関係）

きめ細かな児童虐待防止活動を行うため、地域で活動する主任児童委員等に対し、児童虐待等に関する専門研修を行い、その修了者を地域協力員として登録し、地域連絡網を整備し、子ども相談センターとの一体的な援助活動に関する協力を得ている。

また平成17年度から子どもに関する相談窓口が一元的に市町村となり、要保護児童対策地域協議会設置が法律で明文化されたことから、地域での組織づくりの中心となる関係者や関係機関の専門性の向上をめざし専門研修をオンラインで実施した。

表5 児童虐待防止地域協力員連絡会議実施状況

実施年月日	会場・参加人員	内容	講師
令和6年 11月1日（金）～ 11月30日（土）	YouTube限定公開 参加者（734名）	知っていますか？マルトリートメント子どもの脳とこころを傷つけない子育て	福井大学 子どものこころの発達研究センター 教授 友田 明美 氏

6 家庭支援電話相談事業

本事業は、児童問題が複雑化、多様化している中、児童や家庭からの電話での相談を高度な専門的知識や技術を有する相談員が行うことにより、家庭及び地域における児童の養育を支援することを目的とする。

この家庭支援電話相談室は、平成2年11月1日より設置され、岐阜県全域の児童及び家庭を対象に広く活用されたが、令和7年3月31日をもって事業終了した。

1 事業内容

電話による相談援助活動

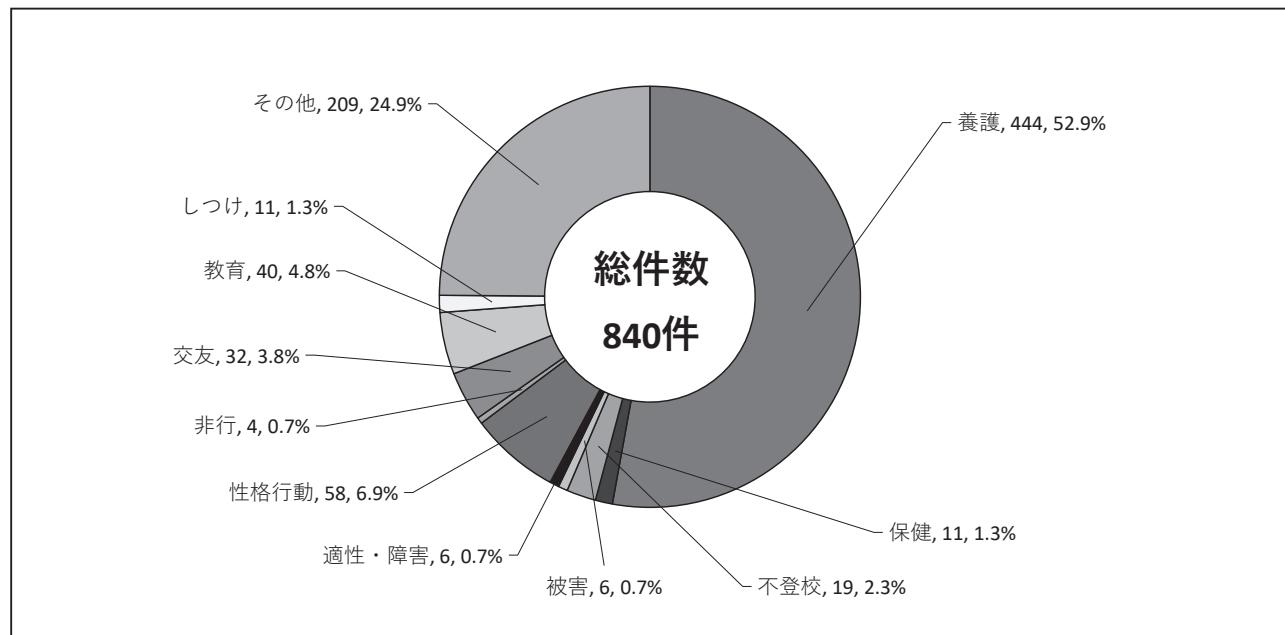
開設時間：平日・土曜日 8時45分～17時
(日曜日、祝祭日、年末年始は除く)

2 電話相談員 2名

3 相談の内容別状況

総件数は840件で、前年度の1,453件と比べて約58%に減少した。
全体に占める養護相談件数の割合は、前年度の52.6%に対して令和6年度は52.9%でほぼ同程度だった。
「その他」の相談には、児童とは直接関係しない家庭に関する相談も含まれている。

図1 電話相談の内容別状況



4 児童からの相談内容状況

	養護	保健	不登校	被害	適性・障害	性格行動	非行	交友	教育	しつけ	その他	合計
4月	49(0)	1(0)	1(0)	1(1)	0(0)	5(0)	0(0)	2(1)	3(0)	1(0)	10(4)	73(6)
5月	47(0)	0(0)	3(0)	1(1)	0(0)	3(0)	0(0)	1(0)	8(1)	1(0)	19(16)	83(18)
6月	56(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	10(0)	1(0)	2(2)	4(1)	1(0)	23(9)	98(12)
7月	23(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	8(0)	0(0)	12(4)	5(1)	2(0)	25(10)	79(15)
8月	31(0)	0(0)	2(0)	2(1)	1(0)	8(1)	0(0)	2(0)	2(1)	2(0)	23(12)	73(15)
9月	29(1)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	4(1)	0(0)	0(0)	4(0)	0(0)	24(7)	63(9)
10月	47(0)	2(0)	3(0)	1(0)	1(0)	4(1)	0(0)	3(1)	1(0)	0(0)	14(2)	76(4)
11月	38(0)	3(0)	5(1)	0(0)	0(0)	4(0)	0(0)	7(1)	1(0)	1(0)	10(2)	69(4)
12月	25(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(1)	0(0)	3(0)	4(0)	1(0)	16(4)	52(5)
1月	35(1)	2(0)	1(0)	0(0)	1(0)	3(0)	2(0)	0(0)	2(0)	1(0)	5(1)	52(2)
2月	34(0)	1(0)	1(0)	0(0)	1(0)	5(0)	1(0)	0(0)	3(0)	0(0)	26(14)	72(14)
3月	30(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	3(0)	1(0)	14(8)	50(8)
合計	444(2)	11(0)	19(1)	6(3)	6(0)	58(4)	4(0)	32(9)	40(4)	11(0)	209(89)	840(112)

※()内の数字は、児童本人からの相談数

5 過去6年間の相談状況

(1) 相談内容別

	養護	保健	不登校	被害	適性・障害	性格行動	非行	交友	教育	しつけ	その他	合計
令和1年	700	44	52	34	47	71	9	45	55	37	410	1,504
令和2年	1155	15	52	22	35	99	9	31	83	16	477	1,994
令和3年	1141	21	47	25	24	80	13	26	85	24	295	1,781
令和4年	1109	17	55	24	36	71	11	51	63	29	336	1,802
令和5年	764	16	39	17	12	102	11	31	86	24	351	1,453
令和6年	444	11	19	6	6	58	4	32	40	11	209	840

(2) 相談月別

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和1年	96	110	133	183	145	111	147	137	115	113	102	112	1,504
令和2年	142	197	211	180	142	137	162	167	156	177	134	189	1,994
令和3年	141	146	163	177	139	164	165	163	139	123	113	148	1,781
令和4年	148	140	182	156	136	148	185	161	124	118	134	170	1,802
令和5年	142	123	126	142	127	144	107	129	127	101	94	91	1,453
令和6年	73	83	98	79	73	63	76	69	52	52	72	50	840

7 子ども相談センター 24時間虐待通報ダイヤル

児童虐待に関する通報や相談の件数は増加傾向にあり、児童虐待の未然防止から早期発見、早期対応、再発防止、子どもの自立に至るまでの切れ間のない取り組みが必要とされている。

とりわけ、児童虐待の疑いのある事案を発見した方や児童虐待をしてしまいそうな方々が、市町村窓口や子ども相談センターに対して容易に通報または相談できるしくみや、通報等に対する各機関の的確な対応が求められている。

こうしたことから、岐阜県では児童虐待に関して電話による通報や相談を24時間365日受け付ける体制を強化するため、平成23年8月8日より「子ども相談センター24時間虐待通報ダイヤル」を開設している。

1 受付電話番号

各子ども相談センターに虐待通報相談専用の電話を敷設するとともに、「児童相談所全国共通ダイヤル」への通報をそれらの番号に接続することにより、電話受付体制を強化している。

中央子ども相談センター 電話:058-213-0189 (担当地域:岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町)
西濃子ども相談センター 電話:0584-78-4866 (担当地域:大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町)
中濃子ども相談センター 電話:0574-25-3350 (担当地域:関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町)
東濃子ども相談センター 電話:0572-23-1226 (担当地域:多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市)
飛騨子ども相談センター 電話:0577-32-0611 (担当地域:高山市、飛騨市、下呂市、白川村)
児童相談所全国共通ダイヤル 電話: 189 (いちはやく) (お住まいの地域の児童相談所《子ども相談センター》につながります)

2 特徴

平日昼間の時間帯は子ども相談センター職員が通報等を直接受け付け、休日・夜間については専門的な電話相談業務に実績のある民間事業者に委託している。民間事業者は臨床心理士などの資格を有し一定の研修を経た専門性の高い電話相談員を配置し、的確な受付対応や助言等を行うとともに児童虐待などの緊急性の高い事案を速やかに管轄の子ども相談センター職員につなぐことで、24時間、365日、より確実に通報等を受け付ける体制となった。

3 夜間・休日における相談状況

夜間・休日における相談の総件数は1,015件で、相談内容でもっと多いのはその他(449件)である。また養護相談(372件)のうち児童虐待が305件(全体の30.0%)となっており、相談件数に占める割合は前年より約3.2%増加している。

経路別受付の状況は家族親戚が590件(全体の58.1%)と身近な方からの相談が大多数を占めている。(図2-1, 2参照)

時間帯別受付件数を見ると、平日は夕方から午前1時までの時間帯に、休日は午前9時から午前0時までの時間帯に幅広く相談があり、例年と同様の傾向である。

(図2-3, 4参照)

図2-1 電話相談の内容別状況

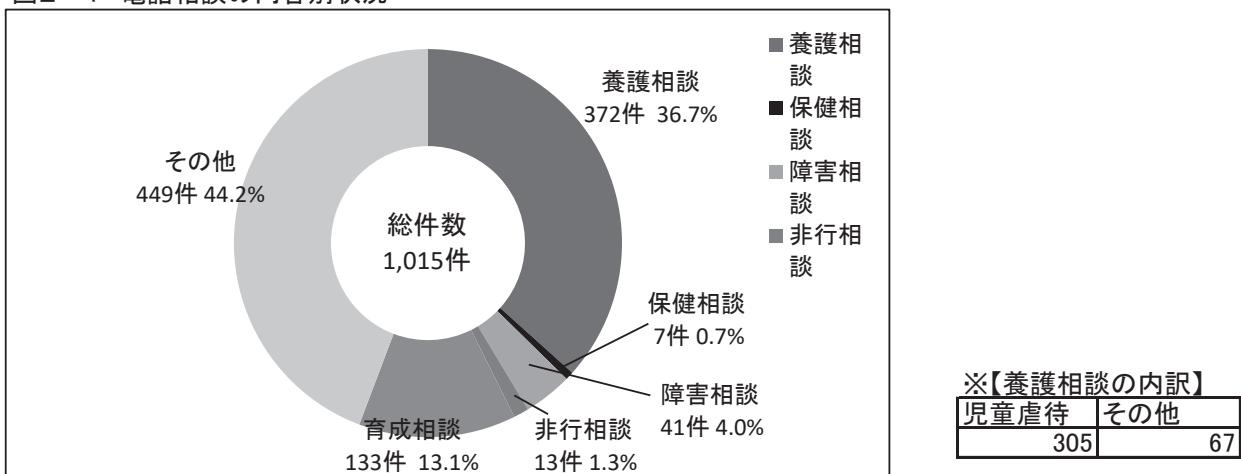


図2-2 経路別受付件数

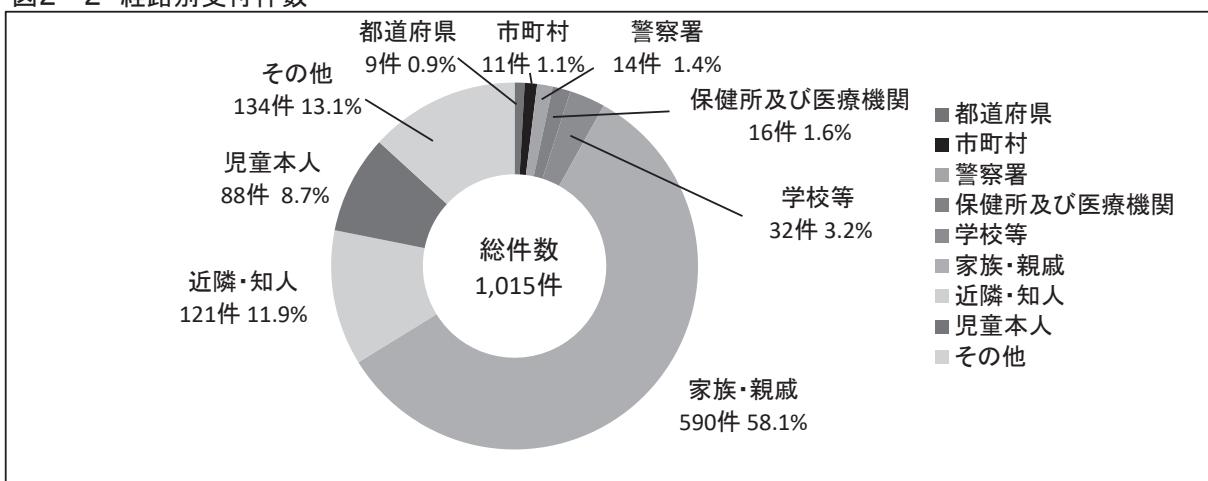


図2-3 時間帯別受付件数(平日)

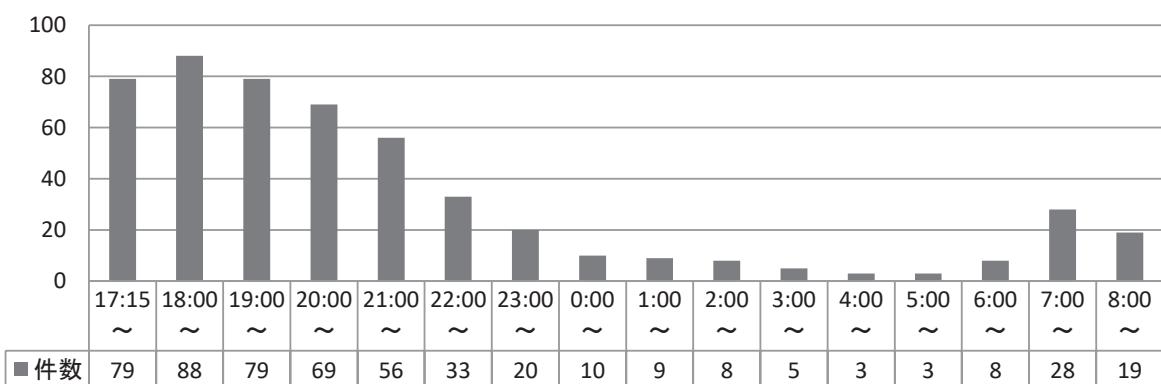
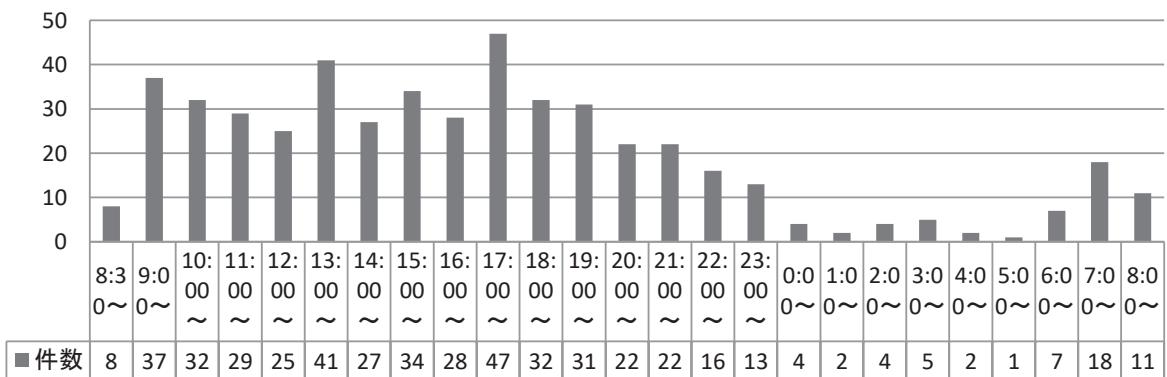


図2-4 時間帯別受付件数(休日)



8 子ども相談センターSNS相談

児童虐待に関する相談は増加傾向にあり、これまで以上に支援を必要とする児童や家庭を早期に発見できる体制を整備することが求められている。

近年、児童や若年層の保護者は電話よりもSNSを主要なコミュニケーションツールとして活用している。岐阜県では、子どもや保護者の悩みをいち早くキャッチし、虐待の芽を摘むことができるよう、令和5年2月より「子ども相談センターSNS相談」を開設した。

<事業内容>

子どもや子育てに関する相談

児童虐待や児童虐待につながるおそれのある相談

相談は匿名（LINE上のアイコンとニックネーム）でも可能

相談受付は24時間365日

相談対応は平日10:00～20:00（祝日・年末年始12/29～1/3を除く）

月	相談総数	相談者区分			相談内容								
		本人	保護者	その他	養護相談		保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他の相談	不明※	計
					虐待	その他							
4月	33	12	21	0	8	0	1	0	0	10	9	5	33
5月	21	16	4	1	4	0	0	0	1	7	3	6	21
6月	19	1	17	1	8	0	0	0	0	4	6	1	19
7月	7	4	3	0	1	0	0	0	0	4	2	0	7
8月	18	1	16	1	4	0	0	0	0	9	4	1	18
9月	21	1	19	1	7	0	0	1	0	7	2	4	21
10月	26	6	19	1	5	0	0	0	0	14	6	1	26
11月	28	8	19	1	4	0	0	1	0	14	7	2	28
12月	17	1	15	1	4	0	0	0	0	9	4	0	17
1月	24	7	16	1	8	0	0	0	1	11	4	0	24
2月	16	2	13	1	5	0	1	1	0	8	1	0	16
3月	19	1	17	1	4	1	0	0	0	11	2	1	19

※不明 …対応時間外に相談の入力があり、対応時間に返答したが応答がなく内容が不明のもの

9 相談体制整備支援事業

要保護児童対策地域協議会への支援

平成17年より市町村が、児童相談の一義的な機関として位置づけられ、要保護児童対策地域協議会の設置が義務づけられた。岐阜県では、平成18年度末に全42市町村に協議会が設置され、子ども相談センターはその運営等に積極的に参加し、市町村の相談体制の強化を図っている。

(参考) 市町村相談受付件数

	養護相談		保健相談	障害相談					非行相談		育成相談				その他の相談	計	
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
岐阜市	516	389	318	4	5	380	1	6	743	1	0	343	236	34	165	268	3,409
大垣市	120	165	88	0	0	1	0	0	0	2	1	7	3	0	32	25	444
高山市	5	49	12	10	4	41	17	109	130	0	0	544	1	0	1	14	937
多治見市	108	56	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	0	0	0	5	174
関市	102	28	0	1	0	7	0	2	6	4	2	27	12	0	8	0	199
中津川市	32	65	0	0	0	0	3	0	1	1	0	0	12	0	0	4	118
美濃市	5	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20
瑞浪市	6	14	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	1	25
羽島市	52	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	79
恵那市	19	0	1	0	0	0	0	0	6	0	0	0	5	0	5	4	40
美濃加茂市	48	77	0	0	0	0	1	1	0	2	5	0	4	0	4	8	150
土岐市	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	9
各務原市	152	83	0	0	0	0	0	0	33	2	0	28	8	0	22	15	343
可児市	217	155	1	0	0	0	0	0	1	5	2	17	4	0	0	0	402
山県市	21	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	0	1	7	36
瑞穂市	46	63	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	2	0	9	4	127
飛騨市	9	8	13	0	1	9	2	6	30	2	0	195	45	3	4	48	375
本巣市	40	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44
郡上市	10	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	43
下呂市	12	5	0	0	0	0	2	0	17	0	0	4	4	0	4	3	51
海津市	6	7	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	17
岐南町	53	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	5	73
笠松町	7	17	0	0	0	0	0	0	5	1	0	5	2	3	5	0	45
養老町	5	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	23
垂井町	18	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	23
閑ヶ原町	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
神戸町	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5
安八町	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	7
輪之内町	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6
揖斐川町	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	4
大野町	21	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	10	35
池田町	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
北方町	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	6
坂祝町	6	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	12
富加町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
川辺町	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	2	0	19
七宗町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八百津町	17	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	6	1	28
白川町	9	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	1	4	0	0	2	20
東白川村	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
御嵩町	22	9	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	33
白川村	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
計	1,730	1,315	433	15	10	438	26	127	981	25	14	1,186	355	40	281	428	7,404

10 子ども相談センター等研修実施状況

子ども相談センターでは、職員の資質向上、関係機関との連携体制構築のために毎年研修等を行っている。令和6年度に子ども相談センター、子ども家庭課が主催し、子ども相談センター職員が参加した研修等は次のとおり。

1 児童虐待対応に関する警察との合同訓練

子相	実施年月日	場所	参加人数	内容
中央	令和6年 11月26日	中央子ども 相談センター 大会議室	警察職員 11名 子相職員 14名 市町職員 2名 (合計 27名)	・講義(立入調査、臨検・捜索) ・立入調査の想定訓練(2ケース) ・講義(立入調査後の対応) ・講評
西濃	令和6年 10月29日	墨俣さくら会館 (大垣市) 分館大会議室	警察職員 9名 子相職員 7名 弁護士 1名 市町職員 10名 (合計 27名)	・虐待事案における法的対応について (弁護士からの講話) ・臨検捜索訓練のロールプレイ ・臨検捜索の事例紹介
中濃	令和6年 10月3日	可茂総合庁舎 大会議室	警察職員 6名 子相職員 15名 弁護士 1名 市町村職員 13名 (合計 35名)	・虐待事案における法的対応について (弁護士からの講話) ・臨検捜索訓練のロールプレイ ・臨検捜索の事例紹介
東濃	令和6年 11月27日	東濃西部 総合庁舎	警察本部 2名 警察職員 4名 子相職員 16名 市職員 7名 (合計 29名)	・子相、警察、4市の合同訓練 ・子相と警察等関係者とのシナリオを用いた臨検、 捜索訓練の実施、グループ討議及び発表
飛騨	令和6年 10月17日	高山市役所 丹生川支所	警察本部 1名 警察職員 4名 子相職員 8名 弁護士 1名 市村職員等 6名 (合計 20名)	・「立ち入り調査、臨検捜索の法的理義」 (弁護士) ・臨検捜索のロールプレイ 1)警察と子相との打合せ場面 2)臨検・捜索場面(父の反応を変えて) ・意見交流・講評

2 子ども相談センター新任職員研修

	実施年月日	場所	参加人数	内容
第1回	令和6年 4月16日	中央子ども 相談センター 大会議室	33名	・児童相談所の業務 ・相談業務の基礎 ・費用徴収事務における階層認定と債権管理
第2回	令和6年 4月22日	中央子ども相談 センター・施設	22名	・一時保護における留意点 ・施設実習(一時保護所) ・施設実習(わかあゆ学園)

3 児童福祉司任用前講習会

	実施年月日	場所	参加人数	内容
第1回	令和6年 4月26日	オンライン	子相職員 28名 市町村職員等 23名 (合計 51名)	・児童相談所における方針決定の過程 ・子どもの家庭福祉における倫理的配慮 ・障害相談・支援の基本 ・非行対応の基本
第2回	令和6年 5月10日	OKBふれあい 会館6A研修室	子相職員 24名 市町村職員等 24名 (合計 48名)	・関係機関(市町村を含む)との連携・協働と在宅 支援 ・社会的養護における自立支援
第3回	令和6年 5月15日	長良川スポーツ プラザ大会議室	子相職員 26名 市町村職員等 26名 (合計 52名)	・ソーシャルワークの基本 ・子ども福祉のためのケースマネジメントの基本
第4回	令和6年 5月21日	オンライン	子相職員 27名 市町村職員等 24名 (合計 51名)	・行政権限の行使と司法手続き ・子ども家庭相談援助制度及び実施体制 ・子どもの成長・発達と成育環境
第5回	令和6年 5月29日	OKBふれあい 会館6A研修室	子相職員 25名 市町村職員等 22名 (合計 47名)	・子ども虐待対応の基本 ・子どもの権利擁護

※児童福祉司任用後講習会については、国立武蔵野学院に委託して実施。

4 児童相談所職員階層別研修

	実施年月日	場所	参加人数	内容
1年目 第1回	令和6年 7月31日	中央子ども相談 センター 大会議室	19人	・虐待通告対応演習 ・情報交流
1年目 第2回	令和6年 10月16日	中央子ども相談 センター 大会議室	22人	・虐待通告対応演習 ・記録の書き方 ・情報交流
1年目 第3回	令和6年 12月17日	中央子ども相談 センター 大会議室	20人	・虐待通告対応演習 ・先輩職員との交流
2年目	令和6年 9月11日	中央子ども相談 センター 大会議室	18人	・虐待通告対応演習 ・初期調査演習 ・情報交流
3年目 第1回	令和6年 8月20日	中央子ども相談 センター 大会議室	15人	・虐待通告対応演習 ・初期調査演習 ・情報交流
3年目 第2回	令和7年 1月8日	中央子ども相談 センター 大会議室	12人	・虐待通告対応演習 ・初期調査演習 ・情報交流
4年目 以降 第1回	令和6年 10月29日	中央子ども相談 センター 大会議室	17人	・ケースアセスメント演習 ・情報交流
4年目 以降 第2回	令和7年 1月28日	中央子ども相談 センター 大会議室	15人	・ケースアセスメント演習 ・後輩職員指導 ・情報交流

5 児童心理司等研修

実施年月日	場所	参加人数	内容
令和6年4月19日	中央子ども相談センター	子相児童心理司・心理判定業務専門職 13名	・講義:面接の仕方、心理診断、療育手帳判定業務、障害者総合支援法
令和6年7月12日	中央子ども相談センター	子相児童心理司・福祉司 41名	・講義:医療と福祉の連携 ～児童心理司の役割～ ・事例検討(1例)
令和6年11月15日	中央子ども相談センター	子相児童心理司・福祉司・施設職員 38名	・講義:子どもの攻撃的行動の理解と対応

6 市町村要保護児童対策調整機関担当者研修

	実施年月日	場所	参加人数	内容
第1回	令和6年8月6日	OKBふれあい会館講堂	子相職員 6名 市町村職員等 20名 (合計 26名)	・子ども家庭相談援助制度及び実施体制 ・子どもの所属機関の役割と連携 ・母子保健の役割と保健機関との連携 ・子どもの成長・発達と生育環境
第2回	令和6年9月24日	OKBふれあい会館6A会議室	子相職員 5名 市町村職員等 24名 (合計 29名)	・要保護児童対策地域協議会の運営 ・会議の運営とケース管理
第3回	令和6年10月7日	OKBふれあい会館6A会議室	子相職員 6名 市町村職員等 24名 (合計 30名)	・社会的養護と市町村の役割 ・子どもと家庭の生活に関する法令と制度の理解と活用 ・子ども家庭支援のためのソーシャルワーク
第4回	令和6年11月8日	OKBふれあい会館6A会議室	子相職員 5名 市町村職員等 24名 (合計 29名)	・子どもの権利擁護と倫理 ・児童相談所の役割と連携 ・子ども家庭相談の運営と相談援助の在り方
第5回	令和6年12月12日	OKBふれあい会館大研修室	子相職員 5名 市町村職員等 24名 (合計 29名)	・子どもの生活に関する諸問題 ・子ども虐待対応

7 その他研修

実施年月日	場所	参加人数	内容
令和6年6月12日～ 令和7年1月31日 (子ども家庭課)	オンライン	5名	・指導教育担当児童福祉司任用前研修
令和6年6月24日 (飛騨子相)	高山市役所 地下ホール	62名	【第1回飛騨地域社会的養育研究会】 子ども・若者への効果的な寄り添い支援とは ～本人を中心としたオーダーメイドの支援を学ぶ～ 講師：名古屋市子ども・若者総合相談センター長 永井 文子 氏
令和6年6月25日 (西濃子相)	大垣市民病院	12名	【医療機関との合同研修・意見交換会】 ・個別症例検討 ・医療機関と子相の連携に関する意見交換
令和6年7月3日 (子ども家庭課)	県庁302会議室	67名	・行政手続等研修会
令和6年7月24日 令和6年8月7日 (中央子相)	岐阜市子ども・若者 総合支援センター “エールぎふ”	29名	【こどもサポートセンター総合センター 3機関合同研修会】 ・講義(客観的聴取技法を用いた子どもへの聞き取り方法・聴取の際の留意点等) ・演習(児童虐待の初期聴取に係るロールプレイ)
令和6年9月18日 (飛騨子相)	高山市役所 丹生川支所	34名	【第2回飛騨地域社会的養育研究会】 届けたい、里親制度のこと ～里親の一日をシミュレーションしてみよう～ パネラー：養育里親
令和6年9月27日 (子ども家庭課・中央子相)	県庁 ミナモホール	119名	【第1回県内市町村先駆的児童相談ケース対応 発表・研修会 (こども家庭センター統括支援員実務者研修会)】 ・事例発表 ・情報交換 ・グループワーク
令和6年10月22日 (西濃子相)	大垣市民病院	15名	【医療機関との合同研修・意見交換会】 ・重大な児童虐待案件に関する意見交換
令和7年2月4日 (子ども家庭課・中央子相)	県庁 ミナモホール	99名	【第2回県内市町村先駆的児童相談ケース対応 発表・研修会 (こども家庭センター統括支援員実務者研修会)】 ・事例発表 ・情報交換 ・グループワーク
令和7年2月18日 (西濃子相)	サンワーク大垣 (大垣勤労者総合 福祉センター)	13名	【市町村との合同研修】 ・事例検討①(母子保健) ・各市町の要保護児童対策地域協議会運営等に かかる情報交換 ・事例検討②(児童福祉)
令和7年2月25日 (西濃子相)	大垣市民病院	13名	【医療機関との合同研修・意見交換会】 ・児童虐待にかかる情報交換 ・個別症例検討 ・医療機関と子相の連携に関する意見交換

1.1 地域連携課（岐阜市駐在）

岐阜県、岐阜市、岐阜市教育委員会、岐阜県警察は、相互の連携を強化し、児童虐待等に係る児童の安全確保を図るため、令和4年2月に「児童虐待事案等に係る連携に関する協定」を締結した。

同年4月、「岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”」内に岐阜市内の児童虐待対応を担う「こどもサポート総合センター」を開所し、運用を開始した。

1 こどもサポート総合センターの体制

岐阜県・岐阜市・岐阜県警が同一フロアに集結し、岐阜市における児童虐待事案に対応している（岐阜市教育委員会は情報共有・定期巡回のみ）。

〈職員体制〉

- ・岐阜県中央子ども相談センター 地域連携課 5名（駐在）
- ・岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ” II家庭児童相談係 18名
- ・岐阜市教育委員会 学校安全支援課 3名
- ・岐阜県警察本部 生活安全部少年課 少年サポートセンター分室 8名（駐在）

2 取組内容

児童虐待事案への迅速な対応及び適正なリスク評価の実現を目指し、下記の取組を行っている。

(1) 合同緊急受理会議の実施（情報共有・リスク評価）

虐待通告を受付けると、岐阜市教育委員会を除く3機関の職員が会議室に集まり「合同緊急受理会議」を実施する。

各機関が把握している情報を共有するとともに、初動方針（児童の安全確認に係る方法や保護者等への調査・指導の進め方など）について協議する。

(2) 安全確認・事実確認の実施（同行訪問）

児童虐待の内容等に応じて、3機関のいずれかの職員が児童の所属先や家庭等に出向き、児童の安全確認や事実確認を行う。その後、保護者等と面接を行い、必要に応じた指導や支援を実施している。

(3) 指導・支援の実施

児童虐待の再発防止のため、児童の所属先や保健センター等の関係機関と連携しながら、見守り体制や支援体制を構築する。

児童虐待の初動対応後、再度協議が必要と認められる事案については「合同アセスメント会議」を開催し、経過等を確認しながら支援内容等について具体的に検討する。

一時保護を実施する等、岐阜県中央子ども相談センターの継続的な関わりが必要だと思われる事案については、地域連携課から家庭支援課に引継ぎを行い対応する。

3 合同緊急受理件数

- ・令和4年度 389件
- ・令和5年度 498件
- ・令和6年度 642件

12 連携支援課

<設置の経緯>

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、市町村支援児童福祉司を管内30市町村につき1人配置することが示されたことにより、令和4年4月に中央子ども相談センター内に市町村との連携強化を目的とした課を設置。市町村支援担当福祉司2名、ヤングケアラー支援専門職2名、社会的養護自立支援専門職1名等を配置している。

<市町村支援の取り組み>

1.訪問支援

- ・市町村へ児童福祉司及び児童相談派遣専門職の派遣希望依頼を募り、希望があった市町村を中心訪問支援を行った。派遣希望がなかった市町村についても、オンラインも含めて児童相談体制等の状況を確認する機会を設け、市町村の実態把握に努めた。内容は下記のとおりである。

訪問実績	中央	西濃	中濃	東濃	飛騨	合計
訪問市町村	9	11	13	5	4	42
延回数	89	50	55	15	11	220

2.研修会開催

- ・主に市町村児童相談担当職員を対象とし、事例発表を中心とした研修会を2回開催した。
- ・第2回目はこども家庭センター統括支援員も対象者に加え、資質向上、情報交流の機会とした。

開催日	場所	内容	参加人数
9月27日	県庁ミナモホール	第1回 県内市町村先駆的児童相談ケース対応発表・研修会 (こども家庭センター統括支援員実務者研修会)	119人
2月4日	県庁ミナモホール	第2回 県内市町村先駆的児童相談ケース対応発表・研修会 (こども家庭センター統括支援員実務者研修会)	99人

※p.31再掲

<ヤングケアラー支援の取り組み>

1.市町村訪問

- ・市町村担当児童福祉司や専門職の訪問時にヤングケアラー支援専門職が同行し、啓発を実施するとともに各市町村の実情を確認

2. 関係機関訪問

- ・ヤングケアラー支援専門職が中心となり関係機関に訪問し、啓発と状況調査を実施するとともに今後の協力を依頼

*訪問先:民間団体等5ヶ所、訪問看護事業所5ヶ所

3. 関係機関、地域住民へ向け講話

- ・地域の福祉、教育関係機関等を対象に啓発のための講話を実施

*市町村:要対協代表者会議、要対協実務者会議、民生児童委員協議会、教育委員会等 20回実施

*市町村以外:社会福祉協議会、医療機関 等 5回実施

4. ケース会議への参加

- ・対象児童の状況確認を行うとともに、機関ごとの役割分担、今後の支援体制について助言

<社会的養護自立支援事業>

- ・各子相に配置されている社会的養護自立支援専門職との情報共有等を目的とした連絡会を開催。事務局となり取りまとめ等を行っている。

*事業実績については次ページに記載。

13 社会的養護自立支援事業

<社会的養護自立支援事業に関する取り組み>

*令和6年度から各子ども相談センターに社会的養護自立支援専門職を配置し事業を実施している。子ども相談センターごとの内訳は下記表のとおり。

1.継続支援計画の作成

- ・児童福祉施設等に入所していた児童が施設退所後も安定した生活を送ることができるよう、専門職が退所前に本人の意向を確認。計画作成前担当者会議を実施し、継続支援計画を作成した。

2.ケース会議への参加

- ・子ども相談センターの担当福祉司や施設のアフターフォロー担当職員を中心としたケース会議に参加し、児童の状況確認を行うとともに退所後に必要な支援について助言した。

3.アフターフォロー

- ・施設からの報告により状況を確認し、必要に応じて家庭訪問や関係機関へ繋ぎ、継続支援計画の見直しを行った。

	中央	西濃	中濃	東濃	飛騨
<継続支援計画作成>					
対象者(人)	20	4	13	8	3
(うち関係機関のみ共有)	1	0	1	0	0
計画作成前担当者会議(回)	44	2	30	8	4
支援担当者会議(ケース会議)(回)	24	7	14	3	5
<アフター支援>					
対象者(人)	14	2	2	3	2
(うち継続支援計画作成済)	13	2	1	3	1
退所後継続支援計画作成	1	0	0	0	1
継続支援計画見直し(回)	2	0	0	2	1
(うち関係機関のみ情報共有)	0	0	0	0	0